

平成カレンダー

— 1989年1月8日～2019年4月30日 —

Go back to the future !

振り返るときがきた。



～序～

はじめに

約 30 年間の平成の時代が終わり、令和という時代が到来した。国民皆が新しい元号に期待を膨らませている。私も素直な気持ちで喜びに浸りたいが、平成が始まった時、我々は何を期待したか、思い出すのも大切だと思う。私はこれからは、戦争や災害、テロ、疫病の被害が無くなり、平和・安全・自由な時代が来ることを期待した。親子は家族が守られ、楽しい団らんと子供たちの将来が色んな選択肢が出来ることが期待された。要するに、矛盾や差別、偏見、虐待等は、減ることはあっても増えることはないと考えられた。それが、一体どうだったのだろう。そういう意味を含めて、令和の時代に期待をする前に、平成とはいったいどんな時代だったかを見つめなおす必要があると思う。偏った見方もあると思うが、弁護士の視点から、平成の時代を振り返ってみた。

弁護士 安部 光吉

福岡市中央区大名 2 丁目 4 番 30 号 西鉄赤坂ビル 7 階

TEL 092-761-1335 FAX 092-761-3754

E-mail willka@crocus.ocn.ne.jp



季節の流れと花のある風景

平成カレンダー

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成元年 (1989年)	昭和天皇逝去(1.7) 消費税3%スタート(4.1) ベルリンの壁崩壊(11.9) バブル経済			竹下登 (82.11.6～89.6.3) 宇野宗佑 (6.3～8.10) 海部俊樹 (89.8.10～91.11.5)
平成2年 (1990年)	大学入試センター試験スタート 天皇即位(1.23) 東西ドイツが統一(10.3) 日本人初の宇宙飛行(12.2)	過失相殺割合を上告理由にできるとした最高裁判決(3.6)	証券取引法改正(6.22)※1	
平成3年 (1991年)	湾岸戦争勃発(1.6) 雲仙・普賢岳で火砕流(6.3) 四大証券、巨額の損失補填(6～7月) ソ連崩壊(12.25)	相続させる旨の遺言の解釈の基本判例(最高裁判決)(4.19)	民事保全法施行(1.1) 借地借家法公布(10.4)(92.8.1施行)※2 証券取引法改正(10.5)※3 改正出資法施行(11.1)※4	宮澤喜一 (91.11.5～93.8.9)
平成4年 (1992年)	共和汚職事件(1.13) 脳死臨調が「脳死容認」を答申(1.22) PKO協力法案成立(6.15)	福岡セクシャル・ハラスメント事件福岡地裁判決(4.16) 伊方原発住民敗訴最高裁判決(10.29)	暴力団対策法施行(3.1) 育児介護休業法施行(4.1)※5 外国人登録法改正(6.1)※6 証券取引法改正(6.5)※7	
平成5年 (1993年)	サッカーJリーグ開幕(5.15) 皇太子御結婚(6.9)	子の引渡しに関する最高裁の基本姿勢を示す判決(10.19)	環境基本法施行(11.19)	細川護熙 (93.8.9～94.4.28)
平成6年 (1994年)	非自民政権崩壊、「自社さ」政権へ 中華航空機、名古屋で墜落炎上(4.26) 松本サリン事件(6.27)	ロス疑惑銃撃事件東京地裁判決。無期懲役(3.31)	行政手続法施行(10.1)	羽田孜 (94.4.28～6.30) 村山富市 (94.6.30～96.1.11)
平成7年 (1995年)	阪神・淡路大震災(1.17) 地下鉄サリン事件(3.20)、オウム事件発生 野茂英雄投手、大リーグで新人王(11.9) PCブーム爆発。Windows95日本語版発売(11.23) 「もんじゅ」でナトリウム漏れ事故(12.8)	ロッキード事件丸紅ルート最高裁判決。田中角栄の秘書官榎本敏夫、丸紅社長(当時)檜山広ともに有罪(2.22) 非嫡出子相続分規定について最高裁の合憲性判断(7.5)	製造物責任法施行(7.1) 改正刑法施行(11.1)※8	
平成8年 (1996年)	Yahoo!JAPAN開始(4.1) O157による集団食中毒(7月) オウム裁判、麻原彰晃被告初公判	南九州税理士会事件最高裁判決(3.19)	特定商取引に関する法律改正(5.22)※9	橋本龍太郎 (96.1.11～98.7.30)

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成8年 (1996年)	アトランタオリンピック(7.19～8.4) ペルー日本大使館公邸人質事件(12.17)		優生保護法から母体保護法へ改正(6.26)	
平成9年 (1997年)	ロシアのタンカー、日本海で重油流出事故(1.2) 総会屋への利益供与事件 香港、英国統治から中国へ返還(「一国二制度」)(7.1) 金融機関の経営破たん相次ぐ(11月～) 初代プリウス発売、ハイブリッド車。(12月)		外国為替及び外国貿易法改正(5.23)※10 男女雇用機会均等法改正(6.28)(99.4.1施行) 臓器移植法公布(7.16) 介護保険法公布(12.17)(00.4.1施行)※11	
平成10年 (1998年)	長野オリンピック(2.7～22) 金融ビッグバン(4.1) サッカーW杯フランス大会(日本初参戦)(6.10～7.12)	ロス疑惑銃撃事件東京高裁判決。殺人、詐欺について無罪(7.1)	改正民事訴訟法施行(1.1)※12 意匠法改正(5.6)(99.1.1施行) 建築基準法改正(6.12)※13 金融商品取引法改正(6.15)※14	小淵恵三(7.30～00.4.5)
平成11年 (1999年)	携帯電話が10桁から11桁(1月) 東海村の核燃料工場で国内初の臨界事故(9.30) NATO軍、ユーゴスラビアを空爆 派遣労働自由化	稟議書について文書提出命令(否定)最高裁決定(11.12)	特定商取引に関する法律改正(4.23)※15 地方分権一括法公布(7.16)(00.4.1施行)※16 住民基本台帳法改正(8.18)(02.8.5施行)※17 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律施行(11.1)※18	
平成12年 (2000年)	南北朝鮮首脳が初の会談(6.13) 足利事件で最高裁が上告棄却(無期懲役)(7.17) 一票の格差が最大4.98倍となった98年の参院選について最高裁は合憲判決(9.6) シドニーオリンピック(9.15～10.1) ハッピーマンデー法成立(10.14) 携帯電話にiモード搭載	エホバ輸血拒否事件最高裁判決(2.29) 電通過労死事件最高裁判決(3.24) 野村證券損失補填株主代表訴訟最高裁判決。損害賠償責任否定(7.7) 大和銀行株主訴訟大阪地裁判決。株主勝訴(9.20)	改正民法施行(4.1)※19 任意後見契約に関する法律施行(4.1)※20 公職選挙法改正(11.1)※21 少年法改正(12.6)※22	森喜朗(4.5～01.4.26)
平成13年 (2001年)	中央省庁再編(1.6) ユニバーサルスタジオジャパン(USJ)が大阪市で開業(3.31) Suicaが導入 東京ディズニーシー開園(9.4) 9.11同時多発テロ(9.11) アフガニスタン爆撃(10.7)	薬害エイズ帝京大学病院事件東京地裁判決。無罪(3.28)	会社分割に伴う労働契約の承継に関する法律施行(4.1)※23 消費者契約法施行(4.1)※24 DV防止法施行(10.13) 改正刑法施行(12.25)※25	小泉純一郎(4.26～06.9.26)

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成14年 (2002年)	ユーロ現金流通開始(1.1) サッカーW杯日韓共催(5.31～6.30) 鈴木宗男衆議院議員をあっせん収賄容疑で逮捕(6.19) 日朝首脳会議(9.17)	川崎市水道局(いじめ自殺)事件横浜地裁川崎支部判決(6.27)	特定商取引に関する法律改正(4.1)※26	
平成15年 (2003年)	SARS集団発生(3月) 米軍がイラクに侵攻(3.20) 日朝首脳会談(9.17)	ロス疑惑銃撃事件最高裁決定。上告棄却し無罪確定(3.5) O157かいわれ風評被害事件東京高裁判決。国家賠償請求一部認容(5.21) サブリース契約最高裁判決。賃料の減額を認める(10.21)	個人情報保護法成立(5.23)(05.4.1施行) 裁判の迅速化に関する法律施行(7.16) 外国人弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法改正(7.25) 改正刑法施行(8.7)※27	
平成16年 (2004年)	ロースクール(法科大学院)制度スタート 裁判員制度「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立(5.21) 年金制度改革関連法が与党の強行採決により成立(6.5) ニンテンドーDS、プレイステーションポータブル発売、携帯ゲーム機ブーム アテネオリンピック(8.13～29)	青色発光ダイオード東京地裁判決。200億円の支払いを命じる(1.30) 麻原彰晃被告人に死刑判決(東京地裁判決)(2.27) 週間文春販売差止仮処分事件東京高裁決定。原審は認容したが、取消し却下(3.31) 福岡地裁で小泉首相の靖国参拝違憲判決(4.7)	改正民法施行(4.1)※28 改正弁護士法施行(4.1)※29 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律改正(6.18)※30 改正道路交通法施行(11.1)※31	
平成17年 (2005年)	JR福知山線脱線事故(4.25) 郵政民営化法案が参議院本会議で否決、衆議院解散へ(8.8) 耐震強度偽装事件(11.17) サダム・フセイン元イラク大統領が処刑される(12.30)	青色発光ダイオード事件。約6億円の支払で和解(1.11) 「もんじゅ」行政訴訟第二次最高裁判決。住民敗訴(5.30) 証券会社の適合性違反の判断についての最高裁判決(7.14) イトマン絵画取引事件最高裁決定。有罪確定(10.7)	改正刑法施行(1.1)※32 改正民法施行(4.1)※33 犯罪被害者等基本法施行(4.1)※34 改正刑法施行(7.12)※35	
平成18年 (2006年)	ライブドア子会社の不正疑惑をきっかけに自宅捜査へ(1.16) トリノオリンピック(2.10～26) サッカーW杯ドイツ大会(6.9～7.9) トヨタ車リコール問題(7.18) 格差社会が流行語になる。	蛇の目ミン事件最高裁判決(4.10) 光市母子殺害事件最高裁判決。無期懲役を差し戻す(6.20) 学納金返還と消費者契約法に関する最高裁判決。消費者側敗訴(11.27)	改正刑法施行(5.28)※36 金融商品取引法改正(6.14)※37 貸金業法改正(12.20)※38 改正教育基本法施行(12.22)※39	安倍晋三 (9.26～07.9.26)
平成19年 (2007年)	防衛庁が防衛省に昇格(1.9) 長崎市長銃撃事件(4.17) 改憲手続き法が成立(5.14) 松岡農水大臣自殺(5.28)	武富士贈与税課税事件東京地裁判決。国側敗訴(5.23) 建築瑕疵と不法行為に関する最高裁判決(7.6)	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行(4.1)※40 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正(5.30) 改正消費者契約法施行(6.7)※41 刑事訴訟法改正(6.27)※42	福田康夫 (9.26～08.9.24)
平成20年 (2008年)	イージス護衛艦「あたご」が漁船と衝突(2.19)	福岡海の中道飲酒運転事件福岡地裁判決。危険運転致死傷罪の成立を否定し、懲役7年6月(1.8)	借地借家法改正(1.1)※43	

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成20年 (2008年)	秋葉原無差別殺傷事件(6.8) スマホでiPhone3Gが発売(7.11) 北京オリンピック(8.8～24) リーマン・ショック(9.15)	武富士贈与税課税事件東京高裁判決。国側勝訴(1.23) インターネット上の表現と名誉棄損に関する東京地裁判決。無罪(2.29) 長銀粉飾決算事件最高裁判決。無罪(7.18)	特定商取引に関する法律改正(6.18)※44 一般社団法人及び財団法人に関する法律施行(12.1)※45 改正民法施行(12.1)※46	麻生太郎 (9.24～09.9.16)
平成21年 (2009年)	バラク・オバマ、米大統領に就任(1.20) 足利事件のDNA再鑑定で型の不一致の結果が判明(5.4) 裁判員制度施行(5.21) 衆議院議員総選挙で民主党大勝、政権交代へ(8.30)	インターネット上の表現と名誉棄損に関する東京高裁判決。有罪(1.30) 遺留分減殺請求遺言において被相続人の債務を共同相続人間において一人に継承させることを認める最高裁判決(3.24) 福岡海の中道飲酒運転事件福岡高裁判決。危険運転致死傷罪の成立を認め、懲役20年(5.15) 足利事件再審開始東京高裁決定(6.23)	外国為替及び外国貿易法改正(4.30)	鳩山由紀夫 (9.16～10.6.8)
平成22年 (2010年)	バンクーバーオリンピック(2.12～28) 小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還(6月) サッカーW杯南アフリカ大会(6.11～7.11) 検察の証拠改ざんが発覚(9.21)	インターネット上の表現と名誉毀損に関する最高裁決定。有罪確定(3.15) 足利事件再審開始宇都宮地裁判決。無罪(3.26) 厚生労働省村木局長事件大阪地裁判決。無罪(9.10)	刑事訴訟法改正(4.27)※47 金融商品取引法改正(5.19)※48 改正出資法施行(6.18)※49	菅直人 (6.8～11.9.2)
平成23年 (2011年)	東日本大震災・福島原発事故(3.11) 九電やらせメール事件(6.26) 地上アナログテレビ放送がデジタル放送へ(7.24) カダフィ政権崩壊(8月) 金正日死去(12.17)	武富士贈与税課税事件最高裁判決。国側敗訴。約2000億円の還付(3.18) 衆議院議員定数不均衡訴訟最高裁大法廷判決(3.23) 福岡海の中道飲酒運転事件最高裁決定。上告棄却(10.31)	環境影響評価法改正(4.27)	野田佳彦 (9.2～12.12.26)
平成24年 (2012年)	オリンパス粉飾決算事件、社長ら逮捕(2.16) 東京スカイツリー開業(5.22) 社会保障税一体改革の三党合意(6.15) ロンドンオリンピック開催(7.27～8.12) 格安航空会社(ピーチアビエーション、ジェットスター・ジャパン等)日本に就航	ピンクレディーパブリシティ権最高裁判決。上告棄却(2.2) 精神的不調からの無断欠勤による懲戒処分日本ヒューレット・パッカード事件最高裁判決(4.27)	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律公布(3.31)※50 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律公布(4.6)※51 裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律公布(8.3)※52 労働契約法の一部を改正する法律公布(8.10)※53 消費者基本法の一部を改正する法律公布(8.22)※54	

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成24年 (2012年)	<p>山中伸弥がiPS細胞でノーベル生理学・医学賞を受賞(10.8)</p> <p>第46回衆院選で、自民が大勝、民主党は大敗(12.16)</p> <p>自民党総裁・安倍晋三が内閣総理大臣に最就任。自公連立政権が発足(12.26)</p>		<p>子ども・子育て支援法公布(8.22)※55</p> <p>高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律公布(9.5)※56</p> <p>古典の日に関する法律公布(9.5)※57</p> <p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支援に関する特別措置法の一部を改正する法律公布(9.14)※58</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法公布(9.14)※59</p>	安倍晋三 (12.12.26～現在)
平成25年 (2013年)	<p>黒田東彦が日銀総裁に就任。大胆な金融緩和を開始(3.20)</p> <p>ブラック企業が流行語→働き方改革の契機</p>	<p>非嫡出子の相続分を嫡出子の半分とする民法900条4号但書を違憲とする最高裁判決(9.4)</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律公布(5.29)※60</p> <p>成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律公布(5.31)※61</p> <p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(6.12)※62</p> <p>金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(6.19)※63</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律公布(6.19)※64</p> <p>刑法等の一部を改正する法律公布(6.19)※65</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布(7.3)※66</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(7.3)※67</p> <p>民法の一部を改正する法律公布(12.11)※68</p>	

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成25年 (2013年)	猪瀬都知事が5000万円受領事件で辞任(12.24)		東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律公布(12.11)※69 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(12.13)※70 生活困窮者自立支援法公布(12.13)※71	国家戦略特別区域法公布(12.13)※72
平成26年 (2014年)	ソチオリンピック開催(2.7～2.23) 消費税が5%から8%に増税(4.1) STAP細胞のねつ造問題(2月～) サッカーW杯ブラジル大会(6.12～7.13) 佐世保女子高生殺人事件(7.26) ノーベル物理学賞に赤崎勇・天野浩・中村修二の3人が受賞(10.7)	嫡出子推定と親子関係不存在確認の関係最高裁判決(7.17)	行政不服審査法公布(6.13)※73 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律公布(6.25)※74 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律公布(6.25)※75 会社法の一部を改正する法律公布(6.27)※76 過労死等防止対策推進法公布(6.27)※77 災害対策基本法の一部を改正する法律公布(11.21)※78 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律(12.27)※79 空家等対策の推進に関する特別措置法(11.27)※80 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(11.28)※81	安倍晋三 (12.12.26～現在)
平成27年 (2015年)	Apple Watch発売(4.24) 2020年東京オリンピックのエンブレムに盗作疑惑(7月) 安全保障関連法案が可決(9.19) ノーベル生理学・医学賞に大村智、ノーベル物理学賞に梶尾隆章が受賞(10.5.6)	諫早湾干拓地の開門・非開門の判決の衝突の間接強制最高裁判決(1.22) 小学生が蹴ったサッカーボールが校庭外に出て人を死傷させた場合の予見可能性(否定)最高裁判決(4・9)	不正競争防止法の一部を改正する法律公布(7.10)※82 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律公布(9.9)※83 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律公布(9.18)※84	

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成28年 (2016年)	マイナンバー制度がスタート(1月) 北海道新幹線開業(3.26) 熊本地震発生。震度7を2回観測。死者267人、避難者数は183,882人(4.14) イギリスの国民投票でEU離脱派が勝利(6.23) ポケモンGO解禁(7.22) 東京都知事の舛添要一が自身の政治資金問題などで辞職。都知事選で小池百合子(衆議院議員)が当選(7.31) リオ五輪開催(8.5~8.21) 天皇陛下が生前退位に強いご意向(8.8) 大隅良典がノーベル生理学・医学賞受賞(10.3) 電通の新人女性社員が前年に過労自殺した問題で、東京労働局は電通を強制捜査(11.7) 博多駅前で道路陥没(11.8) アメリカ大統領選でドナルド・トランプが勝利(11.9) SMAPが騒動の末に解散(12.31)	認知症高齢者のJR事故の近親者の責任(否定)最高裁判決(3.1) 川内原発差止仮処分福岡高裁宮崎支部決定。住民請求抗告棄却(4.6) 東日本大震災津波損害賠償(大川小学校事件)14億円の損害賠償認める仙台地裁判決(10.26) 定年後再雇用と賃金引き下げで使用者側逆転勝訴(長澤運輸事件)東京高裁判決(11.2)	社会福祉法等の一部を改正する法律公布(3.31)※85 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律公布(3.31)※86 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律公布(6.3)※87 消費者契約法の一部を改正する法律公布(6.3)※88 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律公布(6.3)※89 民法の一部を改正する法律公布(6.7)※90 割賦販売法の一部を改正する法律公布(12.9)※91 ストーカー行為等の規制等に関する法律等の一部を改正する法律公布(12.14)※92	安倍晋三 (12.12.26~現在)
平成29年 (2017年)	仮想通貨ビットコインが高騰を続ける(1月~) 北朝鮮最高指導者金正恩の異母兄となる金正男がマレーシアで殺害(2.13) 映画「ラ・ラ・ランド」が大好評となる(3月) 森友学園問題(2月~)、加計学園問題(5月~)が国会で追及 韓国で朴槿恵が大統領職を罷免、文在寅が大統領に就任(5.10) 郵便はがきが52円から62円へ(6.1) 共謀罪(組織的犯罪処罰法)成立(6.15) 乳がんを告白した小林麻央が死去(6.22) 中学生プロ棋士の藤井聡太が公式戦新記録となる29連勝(6.26) 東京都知事小池百合子の「都民ファーストの会」が都議選で躍進(7.2) 宗像沖ノ島がユネスコの世界遺産登録(7.9) 東芝が経営危機。東証一部から二部へ降格(8月)	節税目的の養子縁組でも有効とする最高裁判決(1.31) 時計のフランク三浦とフランクミュラーが商標登録として類似しないという最高裁判決(3.2)	金融商品取引法の一部を改正する法律公布(5.24)※93 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律公布(5.24)※94 民法の一部を改正する法律公布(6.2)※95 住宅宿泊事業法公布(6.16)※96 刑法の一部を改正する法律公布(6.23)※97	

	主な出来事	主な判例	主な立法	内閣総理大臣
平成29年 (2017年)	ミャンマーでロヒンギャ族への迫害問題が過激化(8.25) 日系英国人のカズオ・イシグロがノーベル文学賞を受賞(10.5)			
平成30年 (2018年)	平昌オリンピック開催(2.9～2.25) 韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩委員長が南北首脳会談(4.27) アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長がシンガポールにて首脳会談(6.12) サッカーW杯ロシア大会開催(6.14～7.15) 歌手の安室奈美恵が引退(9.16) 本庶佑がノーベル生理学・医学賞受賞(10.1) 韓国の最高裁判所が太平洋戦争中の「徴用」をめぐる問題で日本企業に賠償を命じ、日韓の火種になる(10.30) 日産自動車会長のカルロス・ゴーンが有価証券報告書の虚偽記載容疑で逮捕(11・19)	東日本大震災津波損害賠償(大川小学校事件)石巻市、宮城県の控訴棄却(1千万円の増額)仙台高裁判決(4.26)	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律公布(3.31)※98 人事訴訟法等の一部を改正する法律公布(4.25)※99 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法公布(6.13)※100 消費者契約法の一部を改正する法律公布(6.15)※101 民法の一部を改正する法律公布(6.20)※102 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布(7.6)※103 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律公布(7.13)※104 法務局における遺言書の保管等に関する法律公布(7.13)※105	
平成30年 (2018年)	クイーンの映画「ボヘミアンラプソディー」が大評判となる(12月)		原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律公布(12.12)※106 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律公布(12.12)※107 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律公布(12.14)※108	安倍晋三 (12.12.26～現在)
平成31年 (2019年)	天皇陛下退位(4.30) 皇太子殿下即位・改元(5.1)			



季節の流れと花のある風景

「主な立法」注釈

- ※ 1 株式などの大量保有の開示制度。公開買付制度の改正。
- ※ 2 定期借地権創設。建物保護に関する法律、借地法、借家法は廃止。
- ※ 3 損失保証・損失補填の禁止。一任勘定取引の禁止。
- ※ 4 平成3年11月1日から上限金利40.004%へ縮減。
- ※ 5 出産後、職場での身分や地位を保障したまま、男女どちらでも一年間休業できる制度の新設。
- ※ 6 日韓覚書に盛り込まれた指紋押捺廃止が具体化。
- ※ 7 子会社による銀行と証券の相互参入の解禁。金融の証券化へ対応し有価証券の定義の変更。
- ※ 8 平仮名化し、平易な言葉に書き直された。尊属加重規定の削除。
- ※ 9 電話勧誘販売が独立の取引形態として規定され、訪問販売に類似した規制が設けられた。連鎖販売取引について規制対象者の範囲が拡大し、クーリング・オフ期間が14日から20日へ延長。調査及び措置を求める申出制度。
- ※ 10 対外取引の完全自由化。為銀主義撤廃。
- ※ 11 介護保険制度の創設。
- ※ 12 争点整理手続の整理。証拠収集手続の拡充。少額訴訟制度の創設。最高裁判所への上告制限。選定当事者制度の整備。賠償金額の裁判官による裁量認定。定期金賠償制度の導入。
- ※ 13 建築確認の民間開放による指定確認検査機関の制度化。
- ※ 14 店頭デリバティブ取引を定義。証券投資法人制度の創設。情報開示制度の連結ベース化。取引所集中義務の廃止。株式売買手数料の自由化。証券業の免許制の廃止(登録制)。投資者保護基金の創設。
- ※ 15 特定継続的役務取引についてクーリング・オフ制度及び中途解約制度等の導入。
- ※ 16 市町村合併特例法の改正を含み、合併特例債の発行が可能になるなど、市町村の合併が推進された(平成の大合併)。
- ※ 17 住民票コード、住民基本台帳ネットワーク、住民基本台帳カードの導入へ。

- ※ 18 児童ポルノの定義。製造・頒布・公然陳列の処罰。所持や輸出入の禁止。
- ※ 19 禁治産・準禁治産制度から後見・保佐・補助制度へ。
- ※ 20 公正証書による契約。家庭裁判所による任意後見監督人の選任。民法の後見制度に関する規定を補完する法律。
- ※ 21 参議院選挙比例区を非拘束名簿式とした。
- ※ 22 刑事罰の対象年齢を16歳から14歳に引き下げ。
- ※ 23 労働者および労働組合への通知など会社分割にあたっての労働者の理解と協力を得る手続を会社分割制度の導入に伴い制定。
- ※ 24 消費者と事業者の間で締結される契約について、一定の場合に、契約の取消や条項の無効を認める。
- ※ 25 支払用カード電磁的記録に関する罪の新設。危険運転致死傷罪の新設。業務上過失致死傷の件の免除規定の新設。
- ※ 26 迷惑メールに対処するためのオプトアウト規制。
- ※ 27 国民以外の者の国外犯の規定の新設。
- ※ 28 短期賃貸借制度の廃止。
- ※ 29 弁護士報酬の自由化。
- ※ 30 厳罰化。児童ポルノの提供(販売や無料で譲渡)も処罰対象となる。
- ※ 31 運転中の携帯電話使用が罰則対象に。
- ※ 32 有期刑の上限の引き上げ。集団強姦の罪の新設。殺人の罪等の法定刑引き上げ。強盗致傷の罪の法定刑引き下げ等。
- ※ 33 口語化。個人の包括根保証の制限。補償契約は書面による要式行為となる。
- ※ 34 犯罪被害者の権利利益の保護。
- ※ 35 逮捕監禁、未成年者拐取の罪の法定刑引き上げ。人身売買の罪等の新設。

- ※ 36 公務執行妨害、窃盗の罪に罰金刑新設。業務上過失致死傷の罰金刑の上限引き上げ。
- ※ 37 大量保有報告書制度。公開買付け制度の規制の整備。金融商品関連の規制の全体的な見直し・統合措置に伴い、法律の題名を金融商品取引法へ改題。各種の用語の変更。
- ※ 38 貸金業の適正化(総量規制など)。グレーゾーン金利の廃止。ヤミ金融対策の強化(罰則の最高刑の強化)。
- ※ 39 愛国心や道徳心、勤労精神などを国家の教育目標とした。
- ※ 40 金融機関等の本人確認、取引記録保存及び疑わしい取引の届出等の義務を定める。
- ※ 41 消費者団体訴訟制度。
- ※ 42 犯罪被害者の権利利益保護に関する変更(犯罪被害者等の刑事裁判への参加、犯罪被害者等に関する情報の保護)。
- ※ 43 10年以上50年未満の期間で事業用借地権を設定することが可能に。
- ※ 44 原則としてすべての取引に本法が適用されることとなった。行政機関の権限強化及び罰則強化。再勧誘禁止及び過量販売規制の導入。
- ※ 45 一般社団法人及び一般財団法人に関する制度の創設。公益性の有無にかかわらず、準則主義により簡便に法人格を取得することができる。
- ※ 46 民法には法人に関する最低限の通則のみが残され、ほかは一般社団法人法へ移された。
- ※ 47 殺人等の時効の撤廃。
- ※ 48 店頭デリバティブ取引等の決裁の安定性・透明性の向上。グループ規制・監督の強化。その他投資者保護のための措置。
- ※ 49 上限金利が20%まで縮減。日賦貸金業者・電話担保金融の特例金利は廃止。
- ※ 50 識別符号の不正流通の防止の強化、不正アクセス行為等に対する罰則の法定刑の引上げ。
- ※ 51 日雇派遣の原則禁止、一定の有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進を努力義務化。
- ※ 52 修習資金貸与返還の期限猶予を認める事由の拡大。
- ※ 53 有期労働契約の無期労働契約への転換、雇止め法理の法定化。

- ※ 54 政府の消費者政策の実施状況に関する報告書の国会への提出を義務化。
- ※ 55 児童手当、教育・保育給付を定め、内閣および地方自治体による子ども・子育て支援事業の促進。
- ※ 56 継続雇用制度の対象者限定を廃止、継続雇用制度対象者の雇用企業の範囲拡大。
- ※ 57 11月1日を古典の日とし、古典の日における行事の実施、学習および教育の機会の整備について国・地方自治体の努力を規定。
- ※ 58 給付金の請求期限を10年、追加給付金の請求期限を20年に延長。
- ※ 59 このような家庭の父母の安定した就業を確保するための支援について国、都道府県等による特別配慮、民間事業者に対する協力の要請を規定。
- ※ 60 要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築部の所有者に対して、耐震診断の実施およびその結果の報告の義務付け。区分所有建築物の大規模耐震改修の決議要件の緩和。
- ※ 61 成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復、代理投票制度の見直し、病院等の不在者投票に際する第三者の立会いの努力義務。
- ※ 62 被害者参加旅費等の支給、これに関する裁判所の協力の要求を規定。
- ※ 63 インサイダー取引規制の強化、銀行等による資本性資金の供給強化、不正行為に対する罰則の強化。
- ※ 64 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応(雇用における障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務)、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。
- ※ 65 刑の一部の執行猶予の新設。
- ※ 66 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について適用を拡大。
- ※ 67 規制対象行為の拡大、禁止命令制度の見直し、ストーカー行為等に関する情報提供の禁止。
- ※ 68 嫡出子と非嫡出子の相続分を同等とする。
- ※ 69 原子力損害の被害者に対する賠償支払いに関する必要な措置の規定、原子力損害に係る損害賠償請求権に関する民法第724条の3年間を10年間とする。

- ※ 70 公正取引委員会の審判制度廃止、排除措置命令等に関する抗告訴訟に対する東京地方裁判所の専属管轄権を規定。
- ※ 71 福祉事務所設置自治体の自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を必須事業として規定し、就労準備支援事業や家計相談支援事業の実施を任意事業とする。
- ※ 72 産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成の促進という観点から、国家戦略特別区域の指定や金融・税制による支援を規定。
- ※ 73 審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入、異議申立て手続を廃止し、審査請求に一元化、審査請求期間を3ヶ月に延長。
- ※ 74 児童ポルノの定義規定を追加、一般的禁止規定の新設、自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管罪の新設。
- ※ 75 マンション敷地売却制度の創設、要除去認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションについて容積率制限の緩和。
- ※ 76 多重代表訴訟制度の創設、社外役員要件の厳格化、株主名簿等の閲覧等の拒絶事由の1つを削除、監査等委員会設置会社の新設、特別支配株主による株主売渡請求制度の新設、詐害的会社分割における分割会社の債権者の保護を規定。
- ※ 77 過労死等防止策に関する大綱作成の政府の義務を規定し、調査研究や啓発、相談体制の整備など過労死等防止の対策を定める。また、厚生省に過労死等防止対策推進協議会を設置し、政府は、必要な場合に法制上または財政上の必要な措置を講ずることを規定。
- ※ 78 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を規定し、この措置のためにやむを得ない必要がある場合には、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹林その他の障害物を処分することを可能とした。
- ※ 79 ハンセン病療養所退所者給与金受給者の死亡後に、配偶者等に対して経済的支援を行うことを規定。
- ※ 80 市町村は空家等への調査を行い、空家等の所有者等の把握のために固定資産税情報を内部利用することが可能となった。また、倒壊のおそれや著しく衛生上有害になるおそれのある特定空家等については、除去、修繕の措置の助言や指導、命令などを行い、行政代執行によって強制執行を可能とする。
- ※ 81 5年を超える一定期間内に完了することが予定される業務に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者および定年後に有期契約で継続雇用される高齢者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間を延長する。

- ※ 82 営業秘密の転得者処罰範囲の拡大、営業秘密の不正取得や不正開示などの未遂を処罰、営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制、不正取得行為を国外犯処罰の対象とする。営業秘密の不正使用に関する立証負担を軽減することで損害賠償請求等をより容易にし、不正使用の差止請求の期間制限を20年に延長。
- ※ 83 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関である個人情報保護委員会を設置。(特定個人情報保護委員会の改組)
- ※ 84 労働者派遣事業の許可制への一本化、労働者派遣の期間制限を原則3年とし、26業務と自由化業務の区別をなくす。派遣元事業主が派遣終了後に雇用安定措置を講ずることを規定し、教育訓練やキャリア・コンサルティングというキャリアアップ措置を行うことを義務化。労働契約申込みみなし制度の新設。
- ※ 85 社会福祉法人の本旨を社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっての責務として明確化。特別の利益供与の禁止(社会福祉法人が事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員等の社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととした。) 社会福祉法人の事業運営の透明性を確保。
- ※ 86 仕事・子育て両立支援事業制度を新設。
- ※ 87 訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象とした事業者による不正な勧誘行為等の取締り等。
- ※ 88 消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み、契約の取消しと契約条項の無効等を規定(過量な内容の契約取消し、重要事項の範囲の拡大等。)
- ※ 89 自立生活援助、就労定着支援といった制度を新設。
- ※ 90 再婚禁止期間の短縮。(6ヶ月から100日へ)
- ※ 91 加盟店に対してクレジットカード番号等の適切な管理、クレジットカード番号等の不正利用の防止を義務付け。
- ※ 92 「つきまとい等」を追加。
- ※ 93 株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等、フェア・ディスクロージャー・ルール(上場会社による公平な情報開示) など。
- ※ 94 安全保障貿易管理に関連することとして、行政制裁・罰則の強化。
- ※ 95 時効、法定利率、定型約款、個人保証の見直し等の大幅な改正。

- ※ 96 民泊事業者に対して、民泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置など) を義務化。住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者に対し、登録やそれぞれの業務の適正な遂行のための措置を義務化。
- ※ 97 強姦罪を強制性交罪等に。監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設、性犯罪を非親告罪化等。
- ※ 98 子ども・子育て拠出金率を引き上げ。
- ※ 99 国際的な要素を有する人事訴訟事件及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの事件に関して日本の裁判所が審理・裁判することができる場合等を定めることとした。
- ※ 100 所有者不明土地を円滑な利用、所有者の探索の合理化、所有者不明土地の適切な管理に関する制度を設けた。
- ※ 101 取り消しうる不当な勧誘行為を追加。(例えば、デート商法)
- ※ 102 成年年齢の引下げと女性の婚姻開始年齢の引上げ。
- ※ 103 労働時間法制の見直し。(時間外労働の上限規制等)
- ※ 104 配偶者居住権、自筆証書遺言の方式緩和、遺留分制度の見直し。(遺留分に関する権利の行使により、遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずる。)
- ※ 105 自筆証書遺言の保管の申請が可能となる。(法務局(遺言書保管所) において保管される。)
- ※ 106 原子力事業者に対し、あらかじめ損害賠償実施方針を作成・公表することを義務付け。
- ※ 107 サイバーセキュリティ協議会を組織化。
- ※ 108 天皇の即位の日の令和元年(2019年) 5月1日及び即位礼正殿の儀が行われる令和元年(2019年) 10月22日は休日となる。

編集後記（あとがき）

実は、平成カレンダーは、平成 23 年に私が「移りゆく法と裁判」（法律文化社）という本を書いた時に、巻末に平成の年表をつけたのが土台となっている。当時私の頭にあったのは、平成の時代のいろんな事件や判例の多さと政治、立法の変化の速さだった。それらは、昭和の時代には考えられない変化と私には映った。ところが、その後の変化はさらにスピードアップされ、誰もが予想がつかないものとなっている。

加えて私にも変化が起こった。平成 29 年 6 月と 8 月には、両親が亡くなり、平成 31 年の 2 月には、義父が亡くなった。3 人とも大正生まれである。亡くなって両親達の苦勞と恩を知った次第である。

また、平成 28 年 12 月には、長女に娘が誕生し、若い生命の成長に驚いている。そして、平成 31 年 4 月には新しい元号となった。

このような経験は、まさに昭和 25 年生まれの私にとっても「振り返る時が来た」のである。そんな思いで、この平成カレンダーを作ってみた。

皆さんも、私同様それぞれに生活や人生を持っている。そのような自分史とこの平成カレンダーを重ね合わせて読んでいただけたらと思う。

少しだけ、遊び心で私の書齋から見た風景や散歩道に咲く花などを挿入した。

平成カレンダー

2019年7月1日 発行

著 者 安部 光壺
発 行 所 安部・有地法律事務所
〒810-0041
福岡市中央区大名2丁目4番30号
西鉄赤坂ビル7階
電 話 092-761-1335
印刷・製本 アオヤギ株式会社